

⑩公園に新しい遊具が設置されました

石井街区公園に新しい複合遊具を設置しました。どうぞご利用ください。

場所 笠間市石井地内（下図参照 笠間市民体育館脇）

問 都市計画課（内線 587）



⑪特設無料人権相談を開設します

毎日の生活の中で、人権に関する困りごとや法律上どのようになるのか解決に導くためのご相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、気軽にご相談ください。

日時	会場
4月20日（水） 午前10時～午後3時	笠間公民館 (笠間市石井2068-1)

問 社会福祉課（内線 157）

⑫朝のラジオ体操を始めませんか

平成 26 年から始めたラジオ体操の今年のスケジュールをお知らせします。

今では約 30 名の方が参加しています。参加は自由です。平日忙しい方は、土日から始めてみませんか。

開催日 4月1日～11月30日：毎日
12月～3月：土日のみ

時間 午前6時25分～40分 ※雨天中止

会場 友部小学校 校庭(笠間市美原3-3-1)

内容 ・みんなの体操
・ラジオ体操第1、第2
・ラジオ体操第3（土日のみ）

問 藤吉 TEL 0296-73-4881



募集

⑬笠間市国民健康保険運営協議会委員を募集します

当協議会は、市長の諮問に応じて国民健康保険の運営に関する重要事項を審議します。

今回、委員の任期満了に伴い被保険者を代表する委員を募集します。

応募資格 笠間市国民健康保険加入者で満20歳以上（平成28年4月23日現在）で他の審議会委員でない方

会議開催予定回数 年2回程度

任期 2年（平成28年4月23日～平成30年4月22日）

募集人数 1名

応募方法 住所、氏名、生年月日、電話番号、応募の動機（400字程度）を記入のうえ、申込先へ郵送または持参してください。

応募期限 4月15日（金）必着

申・問 保険年金課（内線 138）
〒309-1792 笠間市中央3-2-1

⑤高度処理型合併浄化槽設置補助金の受付について

市では、公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業採択区域を除く地域にお住まいの方や、住む予定の方に対し、高度処理型合併浄化槽設置費の補助を行っています。

申込みの流れ

①希望申込書の提出 下水道課、環境保全課または各支所地域課に置いてある「浄化槽設置希望申込書」に必要事項を記入し、位置図を添付のうえ、申込用紙の置いてある窓口にお申し込みください。申込用紙は笠間市ホームページからもダウンロードできます（<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「浄化槽」で検索））。

②交付申請書の提出 希望申込書の提出後、工事施工前に「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下水道課に提出してください。

希望申込書の提出期間 4月1日（金）～11月30日（水）

交付申請書の提出期限 12月28日（水）

工事期限 平成29年2月28日（火）

注意事項 ・交付の対象となる地域に制限があります。必ず希望申込書提出の際に補助対象地域か確認してください。
・交付決定前に浄化槽を設置した場合は、交付の対象となりません。
・電話、FAXによる申込みは受け付けません。
・代理人による申込みもできます。

問 下水道課（内線 71131）

⑥災害時のためのストマ装具の保管登録について

大きな災害に見舞われた際のために、オストメイトの方のストマ装具の保管登録を行います。ストマ装具の備蓄に関しては、個人ごとにストマ装置の形式が違うこともあり、行政がすべてを準備することは困難です。そこで、市役所内に保管庫を設置し、オストメイト個人が日常使用している装具の災害時保管用を用意し、個人専用の装具を保管します。

指定の保管庫に、日常使用しているストマ装具をあらかじめ備蓄することにより、災害時に不幸にして装具を持ち出せなかったとき、あるいは手持ち分が不足したときに、避難所でも使い慣れた自分のストマ装具を装着することができるようになります。

対象 市内に居住するオストメイト、市内に通勤通学されているオストメイト

※身体障害者手帳所持者で膀胱・直腸機能障害の方

保管場所および管理責任者

・保管場所：笠間市役所本所 相談室 ・責任者：社会福祉課長

保管するもの 個人が使用するストマ装具 おおむね2週間分

保管期間 1年間 ※更新期間中（保管期間の1か月前）に個人で交換等をしていただきます。

保管の方法

・預かり：装具を記名した袋に入れ、管理簿に記入してから保管庫に入れていただきます。
・管理：個人が管理し、使用期限と現況の確認を兼ねて、1年ごとの更新期間に各人が装具の入れ替えを行い、管理台帳等に記載していただきます。
※更新期間中更新をせず、1年間が経過したものは処分させていただきます。

災害時の対応

①市の避難勧告などの指示に従って、指定の避難所に避難してください。

②避難所に待機している職員に、市役所に保管してあるストマ装具を届けてくれるように伝えてください。

③市の災害本部の連絡を受けて、関係職員が避難所にストマ装具を届けます。

実施時期 随時

申・問 社会福祉課（内線 154）